

秋田市本庁舎設備小規模修繕契約希望者登録申請の手引

この登録制度は、秋田市総務部財産管理活用課が発注する本庁舎の電気設備および機械設備における小規模な修繕（50万円以下）の契約の締結を希望する者を登録し、確実な履行を確保するとともに、業者の受注機会を拡大しようとするものです。

1 登録申請の方法

登録を申請する方は、ホームページ掲載中の申請フォームから申し込みをしてください。

2 受付の期間および時間

受付期間

令和8年2月9日（月）から3月6日（金）まで

3 問合せ先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号（本庁舎4階）

秋田市総務部財産管理活用課庁舎管理担当

電話 018-888-5439

E-mail ro-fnpr@city.akita.lg.jp

4 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。（追加登録のため）

5 登録要件

秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、以下の業種のA級に等級格付けされている者

- (1) 電気設備 電気工事
- (2) 機械設備 管工事

6 欠格事由

次に掲げる方は登録することができません。

- (1) 「5 登録要件」を満たしていない者
- (2) 登録受付期間中において、本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者

7 登録区分

登録の区分は、本庁舎の電気設備および機械設備に係る修繕の2つの区分です。なお、どちらの業種においてもA級に等級格付けされている場合は、両方に申請することができます。

(1) 電気設備区分

電灯設備、動力設備、電気自動車用充電設備、電熱設備、受変電設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備

(2) 機械設備区分

空気調和設備、換気設備、排煙設備、衛生器具設備、給水設備、給湯設備、排水・通気設備、消火設備

8 登録者の取扱い

秋田市本庁舎設備小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）および必要な添付書類を提出し、本手引きの5および6の要件を満たす者を業者選定の対象者とします。ただし、業者選定や契約締結を約束するものではありませんのでご承知ください。

なお、この制度による登録については、改めて通知等を行いません。また、登録後に契約の相手方として不相当と認められた場合は、登録を取消しの上、通知します。

9 契約に関する事項

(1) 発注の方法

秋田市総務部財産管理活用課が本庁舎に関する設備の小規模修繕を発注するときは、原則として登録名簿の順番に従って2～3者に対して見積りを依頼し、競争により最も低い価格を提示した業者と契約するものとします。

また、見積りを依頼されても都合により辞退することはできますが、辞退する場合は必ず連絡（電話可）願います。なお、見積りを辞退した場合は、登録名簿の順番に従って次順者へ見積りを依頼して2～3者を確保することとなり、見積りを辞退した者の登録名簿の順番は一巡先送りとなります。

(2) 契約の方法および履行

契約の方法および履行は、秋田市財務規則その他関係法令に基づき、信義に

従って誠実に履行しなければなりません。

また、修繕施工上発生する第三者への補償について、損害保険の加入状況等を確認することがあります。

なお、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）はできません。

(3) 請負代金の支払

請負代金は、履行完了後に行う検査に合格後、原則として、適法な支払請求を受けた日から30日以内に口座振込の方法により支払います。

(4) 不正行為の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の取消しを行うこととなります。

10 契約希望者の登録申請について

(1) 申請書の記入

秋田市本庁舎設備小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）を用い、必要事項を記入してください。

(2) 添付書類

申請時は、建設業の許可通知の写しを添付してください。登録期間内に許可の更新を行う場合は、更新した許可通知の写しを提出してください。

11 登録事項の変更等

登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、秋田市本庁舎設備小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届（様式第2号）に変更事項の事実を証する書類の写しを添付し、提出先に持参、郵送又はメールにより提出してください。